

【報告書】

TPP は我々に何を問いかけるのか

～自由貿易立国・日本の経営者への提起～

2014 年（平成 26 年）4 月

一般社団法人 関西経済同友会
TPP 委員会

【目 次】

1. はじめに ～自由貿易の理念～	1
2. TPP を理解するために	2
(1) TPP の意義	
(2) TPP の特徴	
3. TPP 交渉の現状	5
(1) TPP の活用	
(2) TPP 交渉の現状	
4. TPP 交渉から見えてきた日本の課題	7
(1) 交渉の進め方	
(2) 農業の構造改革	
(3) 農業を超えて	
5. TPP の将来像	9
(1) TPP の将来像	
(2) 経済を超えた連携深化の可能性	
6. おわりに ～歴史を振り返って～	10
(1) 石橋湛山の主張	
(2) 自由貿易に対する関西経済同友会の主張	

【資料編】

(1) アジア太平洋地域における広域経済連携	13
(2) TPP 参加国間の自由貿易協定の交渉・締結状況	14
(3) TPP 政府対策本部に経済3団体から提出された意見	15
(4) TPP 参加の経済効果	16
(5) TPP 委員会 日本共産党／公明党 ヒアリング概要	17
(6) 昭和21年経済同友会関西支部 提言「日本貿易の進む道」	21
平成25年度 TPP 委員会 活動状況	23
平成25年度 TPP 委員会 名簿	24

本報告書は、今後、企業経営者が経営判断をする際に、その前提条件の一つとなる TPP を本質的に理解しておく必要がある、との問題意識から、当委員会が 1 年間、調査・研究を行い、その成果をとりまとめたものである。

1. はじめに ～自由貿易の理念～

日本にとって、自由貿易体制の維持は持続的成長のための必要条件である。貿易依存度が低下しているとはいえ、もとより日本は貿易立国を国是としてきた。エネルギーをはじめとする資源を輸入に依存し、閉鎖経済体制をとることが不可能である以上、日本が自由貿易と比較優位の原則に従って行動することは当然である。

また商道德としても、自分は他所へ出て行って売りたいけれども、自分のところでは売ってもらっては困る、などということはある得ないし、認められるものでもない。

国内の一部には、TPP への参加は関税自主権の放棄である、とする議論がある。しかし、関税は 20 世紀型の貿易政策手段、言い換えれば、特定の国内産業保護政策であり、近年はむしろ、時間がかかっても関税そのものは撤廃しようというのが、世界の犬勢である。その中で、日本だけが関税撤廃もしなければ撤廃までの期限を定めることにも反対、と頑なな態度をとり続けるわけにはいかない。

日本は、これからもアジアの中で生きていかざるを得ず、TPP をはじめとするアジアでの広域 FTA の外側に立つという選択肢はあり得ない。そうであれば、決められたルールに後から従うよりは、ルールを作る側になることで、有利な位置を占めることを目指すべきである。

2. TPP を理解するために

(1) TPP の意義

TPP の意義は、中国の経済的および軍事的台頭、ASEAN（東南アジア諸国連合）市場の拡大、アジアにおける日本のプレゼンスの相対的低下、アメリカのアジア回帰といった、アジア太平洋地域を巡って変化しつつある国際環境の下での、新たな経済秩序の形成である。

これまで東アジアの広域 FTA（自由貿易協定）構想に参加していなかった、アメリカを含むアジア太平洋地域の多くの国が TPP に参加し、これまでで最も高いレベルの貿易自由化を目指すとともに、物品市場アクセスにとどまらない、広範な分野の新しいルールづくりを目指していることは、TPP の大きな特徴であり、強みである。その意味では、TPP で決められたルールが、アジア太平洋地域のみならず、今後の世界の自由貿易交渉、経済連携交渉のデファクト・スタンダードとなる可能性も低くないといえるだろう。

①日本にとっての TPP の意義

日本は過去 20 年間の低成長とデフレーションにより経済が停滞してきた。この閉塞状況から抜け出すためには、縮小する国内市場にとどまるのではなく、もう一度、海外市場に打って出ることを考えるべきである。

今や日本の貿易依存度は 30%を下回り¹、必ずしも貿易立国とは言い難い状態になりつつある。しかし、エネルギー自給率 4%、食料自給率 39%である日本は、貿易により外貨を稼いで生きていくしかない。今後、貿易を進めていく上では、新興国との競争激化に対処するためにも、TPP への参加によって、農業を含む国内の経済社会の構造改革を実現し、外に向けては国内市場を開放し、海外市場にチャレンジしていくことが、日本が生き残っていく道である。これが、日本にとっての TPP の歴史的意義である。

付言すれば、アメリカの中間選挙や、USTR（合衆国通商代表部）の物理的な要員不足を理由とする、交渉軸の TTIP（環大西洋貿易投資協定＝米 EU 間 FTA）へのシフトによって、今後徐々にアメリカの TPP に対する関心やインセンティブが低下することを考えると、アメリカよりも日本にとっての方が、より TPP の重要性が高いといえるだろう。

②アメリカにとっての TPP の意義

一方、アメリカが TPP に参加した背景には、i) ブッシュ政権時代の中東偏重からオバマ政権のアジア太平洋重視へ、という外交戦略の変更、ii) それに伴ってアメリカがアジア太平洋市場での経済主導権を担うという意思表示、iii) さらに過去 10 年間の急速な経済的膨張に伴って、アジア太平洋地域で積極的に FTA 締結を進めてきた中国の経済発展と影響力の拡大に対抗する意図、があることが見てとれる。

③経済連携の新たな推進モデルとしての TPP の意義 ～ WTO の反省に立って ～

視点を変えて、WTO（世界貿易機関）との関係における、TPP に代表される多国間自由貿易協定の意義は何か、ということを考えてみたい。

それは、一言で言えば WTO に代わる新しい枠組みである。

¹経済産業省「通商白書 2013」：<http://www.meti.go.jp/report/tshaku2012/2012honbun/html/i7700000.html>

2001年に始まったWTOドーハ・ラウンドは、関税削減などを巡って先進国と発展途上国が激しく対立し、2011年には、近い将来の包括合意を断念し、比較的対立の少ない分野を先行して、部分合意を目指す方針に転換した。しかし、2013年12月に開催された閣僚会議でも、8分野のうち3分野が部分合意できたに留まり、WTOの機能不全が明らかになってきた。

これに加え、先進国と途上国との対立という単純な図式だけではなく、世界の貿易の大きな流れとして、先進国と途上国との貿易比率よりも途上国間の貿易比率の方が高くなってきていること、また先進国は労働コストでは途上国に到底太刀打ちできないという構造的な理由もあって、日本、アメリカをはじめとする主要国は、貿易・通商交渉の重点をWTOから2国間や地域間でのFTAにシフトしてきた。その内実として、先進国に有利なルールをWTOの枠組みの外側に作ることによって、貿易の優位性を維持しようという発想が先進国側にあったことは否定できないだろう。

TPPをはじめとする地域間のFTAは、地域毎のブロック経済化を進めることになるのではないかと、という懸念が一部にある。たしかに、第2次世界大戦の一因となったブロック化経済は、域外産品に差別的な高関税を課することによって自ブロックを囲い込み、域外諸国に市場を閉ざすことによって、結果として域外に失業を輸出する「近隣窮乏化」政策といわれた。

しかし我々は、TPP、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日EU間FTA、TTIPといったメガFTAが成立し、2国間さらには多国間のFTAが網の目のように張り巡らされた状態になれば、特定の地域だけがブロック化することはないと考える。現代のFTAは、WTOを上回る有利な交易条件の実現を目標としているものであり、さらにTPPの場合には、参加の門戸がオープンになっているからである。

もともとTPPには、WTOでは対応しきれなくなった、世界貿易を取り巻く状況の変化に応じた新しいルールを作る、「WTOプラス」という側面がある。TPPで先行して決められたルールを、他のメガFTAでもルール化し、それをさらにWTOの場において調整・統合することで世界標準のルールとすることができれば、WTOが再活性化する可能性も出てくる。

TPP交渉は、今後、最も成長が見込まれるアジア太平洋地域での経済主導権を巡る競争であり、その交渉で扱われる分野をみても、アメリカが交渉を主導していることは明らかである。そのため、TPP交渉ではアメリカに好き放題に牛耳られて、自国の国益が損なわれるのではないかと、という懸念はアメリカ以外の交渉参加国は皆、感じていると思われる。

しかし、ベトナムのような小国であっても、一步も引かずにアメリカと対峙している例もあり、必ずしも交渉がアメリカの意のままに進められている、というわけでもない。むしろ、2国間FTAであればアメリカに押し切られたかもしれない分野であっても、多国間交渉であるがゆえに、利害を共にする国が合従連衡することによって、アメリカの圧力を押し返すこともできている。

以上のように、公平性・公開性の高いTPPは、自由貿易体制における様々な問題を解決する手段としても機能しており、今後、新しい経済連携のあり方として期待されるものである。

④企業にとってのTPPの意義

FTAが多数成立し、FTAごとに少しずつ異なるルールが設けられるようになると、いわゆる「スパゲティ・ボウル現象」が発生する。例えば、日本とマレーシアとの間では近い将来、2国間FTA、日ASEAN間FTA、TPP、RCEPの4つのFTAが並存することになる。こうなると、関税引き下げスケジュール、原産地規則、投資協定などが、FTAによって少しずつ異なるため、貿易実務手続きが非常に煩雑になり、企業に費用と時間で大きな負担が発生する。

結果として、日本企業は、上記のマレーシアとの貿易においては、最も自由化のレベルが高く、参加国が多く、取り扱う対象範囲が広いTPPを利用することになることが予想される。

結局、日本企業がTPP参加国と今後利用するFTAは、自ずと使い勝手の良いTPPに収斂していくことになろう。

(2) TPP の特徴

TPP の特徴は 3 つあるといわれている。広域性、包括性、戦略性である。

① 広域性

現在、TPP 交渉参加国は 12 ヶ国であるが、新たな参加に制限を設けておらず、理念としては APEC (アジア太平洋経済協力) 全体に自由貿易圏を広げる、すなわち FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) につなげるためのステップであると考えられる。また、協定の内容についても、必要に応じて見直しがされる建て付けになっている。

将来、TPP 参加国がさらに増加し、非常に高いレベルの自由化ルールを持つようになった時には、停滞している WTO の自由化交渉が、再び動き出す可能性もある。

② 包括性

交渉分野が 21 と幅広く、様々な分野で新しい通商ルールを作るという意味で多岐にわたっている。既存の WTO ルールをさらに高度なものにするという点や、WTO ルール以上のものを作ろうとする点で、従来の多国間自由貿易協定にはない野心的な取り組みであるといえる。

例えば、現在、12 ヶ国のうち WTO の GPA (政府調達協定) に加入しているのは日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの 4 ヶ国だけであるが、WTO ルールを踏まえて TPP でルールを明確化・強化することによって、GPA の参加国が広がる可能性も高い。

また、WTO にない新規分野として環境、労働、分野横断的事項等がある。分野横断的事項とは、既存の単独の分野だけでは扱えない、複数の分野にわたるルールを決めようとするものであり、例えば、政府調達とインフラ整備を結び付けて官民協力をする際のルールなども検討されている。

③ 戦略性

最終的には APEC 全体を自由貿易圏にする、さらには、中国をどのようにして自由貿易ルールを遵守する土俵に乗せて、開かれた国にしていくか等、長期目標や戦略的道筋の検討までも含んだ協定である。

TPP 交渉の進展を見て TTIP 交渉が始まったこと、日本が TPP 交渉に関心を示すとそれまでは NAFTA (北米自由貿易協定) だけで事足れり、としていたカナダとメキシコが TPP 交渉に参加したこと、日本が TPP 交渉参加を表明した途端に、進展していなかった日中韓 FTA 交渉が動き出したこと、等を見てもわかるように、メガ FTA にはドミノ効果があり、世界の経済連携が大きく前進することが予想される。

TPP にアメリカと日本が参加すると、その経済的影響力は極めて大きなものになるため、その外部に居続けるということはできにくくなる。TPP に対抗するためには、自らも TPP に参加するか、対抗できる新たな FTA を立ち上げるか、という選択しかない。日本の TPP 参加を受けて、これまで TPP から距離を置いていた韓国が TPP 参加を表明し、中国ですら参加に関心を示しているのは、これを如実に現している。

3. TPP 交渉の現状

(1) TPP の活用

経済界が TPP に求めていることは、以下の3つに集約されると思われる。

- ① 市場アクセスの拡大
- ② 貿易・投資ルールの簡素化と明確化
- ③ 知的財産、金融、環境、労働に関する規制の明確化

すなわち、TPP を活用して、海外で事業活動を行う上での不確実性をできるだけ少なくし、企業活動に国境をなくして、日本企業が得意とする中間財のサプライ・チェーンをはじめとする国際的生産ネットワークを、一層効率化することである。

まず、関税撤廃や貿易ルールの簡素化・明確化によって、地理的に離れた生産ブロック間を連結するコストが軽減される。また、生産を支える各種サービスに関する規制の明確化によって、生産コストそのものの不確実性が軽減されるであろう。さらに、投資の円滑化・促進によって、生産ネットワークを設立するコストも軽減することが期待できるのである。

(2) TPP 交渉の現状

上記(1)をふまえて、TPP 交渉の現状を考察する。

2014年1月末の時点で、日本が大きな利害関係を有する、あるいは交渉前には懸念があると言われていた分野の交渉状況を概観してみると、下記「(1) 物品市場アクセス」の作業部会の一つである、農産品関税交渉の先行きこそ予断を許さないものの、これ以外の主としてルールに関する分野については、ほぼ、日本にとって不満のない形で、妥結ができる見通しである。

<TPP 交渉で扱われる分野>

(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(2) 原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4) SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5) TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	
(6) 貿易救済(セーフガード等) ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。	(7) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	(8) 知的財産 知的財産の十分に効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9) 競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により奪われるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	サービス (10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。	
サービス			(14) 電子商取引	(15) 投資	(16) 環境
(11) 一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13) 電気通信 電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最惠国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(17) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	(19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20) 協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。	

出典：平成 25 年 2 月内閣官房 「TPP 協定交渉の現状 (説明資料)」

日本企業のビジネスに関係すると思われる主な分野の現状は次のとおり。

<p><u>(2) 原産地規則</u></p>	<p>締約国内の原産材料を自国の原産材料として換算できるという「累積」概念が認められる見通しである。日本の部品メーカーにとっては、日本に居ながらにして TPP 域内品として TPP 参加国向けの特恵関税が利用できるようになり、空洞化の防止とともに、市場拡大という大きなメリットが見込める。</p>
<p><u>(4) SPS (衛生植物検疫) と (5) TBT (貿易の技術的障害)</u></p>	<p>アメリカをはじめとする外国の緩い基準を押し付けられるのではないかと心配する向きもあったが、WTO 基準以下に基準を緩めることは、裏を返せば TPP 未参加国にはより制限的な WTO 基準を求めることであり、これは「自由貿易地域.....に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定.....の時に、当該地域に含まれない(注:WTO) 締約国又は当該協定の当事国でない締約国の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定.....の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない」という GATT (関税及び貿易に関する一般協定) 第 24 条第 5 項 (b) 違反になるので、あり得ない。</p>
<p><u>(7) 政府調達</u></p>	<p>先に述べたように、TPP 参加 12 ヶ国中で WTO の GPA に参加しているのは日本を含めた 4 ヶ国だけである。その中でも日本の開放度は世界トップ・クラスで最も高い。残り 8 ヶ国の政府調達基準を、日本並みとは言わないまでも WTO 並みにする事ができれば、日本企業にとって、インフラ整備などのビジネス・チャンスが大きく広がる。</p>
<p><u>(8) 知的財産</u></p>	<p>知的財産保護ルールが明確になれば、12 ヶ国が共通のルールを守る国になるという観点から、日本企業にとって、安心してビジネスができる環境が整えられる。</p>
<p><u>(9) 競争政策</u></p>	<p>国内の公共目的に使われる国有企業・国営企業は対象外にする方向で調整中であり、日本には影響がないと思われる。</p>
<p><u>(10) 越境サービス</u></p>	<p>現在、ベトナムやマレーシアに存在する、コンビニ等の小売店出店規制などの撤廃は、日本企業にとってのビジネス・チャンスになる。</p>
<p><u>(12) 金融サービス</u></p>	<p>金融業の外国資本制限の撤廃などによって、参加国の金融市場が開放されると、日本の金融機関が進出しやすくなる。その結果、日本の中堅中小企業も更に進出することが期待できる。</p>
<p><u>(15) 投資</u></p>	<p>ISDS 条項は、過去に日本が締結した FTA には、一つを除いて全て入っている。そもそも、ISDS 条項によって外国企業から訴えられる対象は日本政府であり、個別の企業ではない。日本の制度は内外無差別であるので、ISDS 条項の対象にはならない。むしろ、日本企業が外国政府の恣意的な取り扱いを心配せずに当該国に進出できるので、日本企業には有利に働く条項である。</p>
<p><u>(16) 環境</u></p>	<p>日本の漁業補助金は、資源の乱獲を防ぐことを前提とした補助金であるので、規制の対象外であることが確認された。</p>

4. TPP 交渉から見えてきた日本の課題

TPP 交渉から、以下の3点が日本の課題として浮かび上がった。

(1) 交渉の進め方

① 秘密交渉

政府は、秘密保持協定があるので秘密交渉はやむを得ない、また、秘密保持協定はあくまでも条約がまとまるまでの交渉過程でのものであり、4年という期間にかかわらず内容は国会批准の際に明らかになるので、問題はないとしている。

しかし、例えばマレーシア政府は交渉の中途であっても、自国民に大きな利害関係を有する分野・項目に関しては、国民向けに詳細なブリーフィング・ペーパーを公開している²。これに対して、他の交渉参加国から「秘密保持協定に違反している」というクレームが出たという話は聞かない。

国民の支持なしには、強力な外交交渉を行うことはできない。立場によって様々な意見があることは当然だが、国民が正確な情報に基づいた議論に参加できなければ、国民の理解とバックアップは得られないのではないだろうか。

② 「聖域」の設定

今回の TPP 参加交渉もそうであったように、これまでの貿易自由化を巡る日本の交渉方法は、あらかじめ守るべき「聖域」を設定した上で、それ以外の分野で如何に相手国の譲歩を引き出すかという、消極的・防御的なものであった。しかし、これでは相手国にも「聖域」を設ける余地を与えてしまい、日本が比較優位を持つ産業の競争力までもが削がれてしまうことになりかねない。物品市場アクセスにおける、農産品重要5項目とトラック・乗用車を巡る日米交渉が、その典型である。

さらに、自国には「聖域」を設けることを求めながら、じつは過去には相手国の「聖域」を侵犯してきたという可能性もある。その場合、「聖域」論そのものが説得力の弱いものになりかねない。

今後の貿易自由化交渉にあたっては、自国の利益を前面に押し出すのではなく、普遍的な価値、例えば TPP でも交渉分野になっている「環境」「安全」「労働」といった分野を利用しながら、いわばオブラートに包んだうえで、実質的には日本の利益を守っていくという、したたかな方策を考える時期に来ているのではないだろうか。

③ 司令塔方式

従来の WTO や FTA の交渉では、日本政府は関係する省庁の担当者が担当分野毎に交渉を行う体制をとっていたため、政府全体としては纏まりを欠く、という憾みがあった。

今回採用された、省庁横断型の TPP 政府対策本部を設置して首席交渉官が交渉を一元的にコントロールする、という内閣官房中心の交渉体制は、これまでになかった新しいやり方であり、縦割り型に比べて一步前進と言えるのではないだろうか。

今後、貿易交渉の都度、臨時にこのような組織を設けるのか、あるいは常設化してアメリカの USTR のような組織にするのかについては、さらに議論を深めるべきであろう。

² マレーシア政府「BRIEF ON THE TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP(TPP)」(英文):
http://www.miti.gov.my/cms/storage/documents/led/com.tms.cms.document.Document_c5ada311-c0a8156f-72160910-3ecfcd41/1/TPP%20-%20Briefing%20Notes%20-%20Website%20%28FINALrev1%29.pdf

(2) 農業の構造改革

日本がこれまで締結してきた FTA の、品目ベースでの関税自由化率は 90%前後であり、他の主要国と比べても相当に低い。これは「重要 5 項目」「聖域」といった言葉に象徴される農産品関税が撤廃できていないためである。TPP を含めた日本の FTA 交渉の大きな足かせとなってきた農業問題に、今度こそ決着をつけなければいけない。TPP はもちろんのこと、日中韓 FTA、RCEP、FTAAP、日 EU 間 FTA など、これから本格化するメガ FTA 交渉において、大胆な農産品自由化を進めることなしには、日本が主導的に交渉をリードしていくことはできない。

過去を振り返ってみても、19 世紀前半に施行されていたイギリスの穀物法は、大陸に比べて高い国内穀物価格の維持を目的としていたが、安価な穀物供給を求める産業資本家と労働者の反対により廃止された。大方の予想に反し、穀物法廃止後もイギリスの農業は、自由貿易に対する危機感を抱いた地主や農業資本家が導入した高度集約農業によって、繁栄した。

日本でも、牛肉、柑橘、りんご、さくらんぼ等が輸入自由化（数量制限から関税化）され、関税率も段階的に引き下げられてきた。その結果、輸入量は徐々に増加したが、品質差や用途の違いにより、概ね国産品と輸入品との間には棲み分けが行われている。

TPP 交渉が妥結すれば、越境サービスやグローバル・バリュー・チェーンの構築といった TPP 本来の大きな目標が、日本の成長戦略の大きな柱になるはずである。

農業についても、TPP への参加を、国境を超えた様々なサプライ・チェーン、バリュー・チェーンの中に日本の農業を位置付け、農業が魅力ある分野に転換し、最終的に強い産業に構造転換できるように踏み出すきっかけとするべきである。

もちろん、これまで主要な農産品の実質的な輸出入がほとんど無いことを前提として営まれてきた農業が、国際競争にさらされることになるわけであるから、一定期間の経過措置や、激変緩和措置が必要になることは当然である。しかしながら、将来的には国家の保護に頼らない自立した産業となるのが、日本の農業発展の条件である。

(3) 農業を超えて

日本では TPP という、ややもすると農産品関税撤廃ばかりに目が向きがちである。もちろん重要な問題ではあるが、農業だけに焦点を当てた議論は、TPP を矮小化するものである。

100 近い関係団体から過去 6 回（2014 年 3 月 14 日現在）にわたって TPP 政府対策本部に提出された約 800 件の意見³が示しているように、TPP のような広い範囲を対象とする自由貿易協定を巡っては、様々な利害関係者が存在する。

各利害関係者が、TPP がもたらす変革に対して、自己の既得権益を守ろうとすることそれ自体はやむを得ないことであるが、ここで重要なことは、農業に限らず、関税や補助金といった国家の保護に依存した比較優位の無い産業は、いずれは衰退するということである。

TPP への参加を、産業の抜本的構造改革を行う絶好の機会と捉えて、努力した人、努力した企業、努力した産業が正当に報われる経済社会の実現を目指すことこそが、日本の全ての産業分野に求められている。

³ 内閣官房 TPP 政府対策本部「関係団体等から提出いただいた意見等について」：<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/dantai-iken.html>

5. TPP の将来像

(1) TPP の将来像

貿易に国境が無くなるといわれる大流通交渉時代、メガ FTA 時代にあっても、日本は地政学的に米中という大国と付き合っていかなざるを得ない。一部で議論されているように、TPP に参加すれば、台頭する中国を封じ込めることができる、と考えるのは非現実的である。将来は中国を何らかの形で広域 FTA に取り込むことが、日本をはじめとするアジア太平洋地域の利益にも、ひいては中国自身の利益にもつながる。

TPP と並行して RCEP の協議が行われているが、高度で先進的な次世代型 FTA といわれる TPP と異なり、RCEP に代表される東アジアの FTA は、地域全体の経済的底上げと後発途上国の取り込みに重点が置かれており、両者は質的に異なる。この点からも両者は必ずしも対立的ではなく、TPP か RCEP かという二者択一論は意味が無い。TPP をスタンダードとして、RCEP を高いレベルに引き上げていくためにも、日本の積極的な関与が欠かせない。仮に、国家資本主義体制をとる中国が RCEP の主導権を握るようなことがあれば、RCEP が FTA として低いレベルのものになりかねない。

日本は当面、少なくとも FTAAP が成立するまでは、アジア太平洋地域において重層的な経済連携を展開すべきである。APEC はもともと日本が提唱したものであり、APEC の FTA 化と言える FTAAP についても、日本は中国を巻き込んで率先して推進していくべきである。TPP と RCEP が将来、FTAAP に向かって一つの大きな流れになる、というシナリオを目指すべきであろう。

日本は、今後のアジアにおけるメガ FTA の交渉において、TPP 交渉参加にあたって出遅れた轍を踏むようなことが、あってはいけない。

(2) 経済を超えた連携深化の可能性

TPP が将来、EU (欧州連合) のような組織に拡大発展していくことが望ましいが、それは残念ながら、現時点では期待薄である。

EU は、よく知られているように、1952 年の ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体) にはじまり、EEC (欧州経済共同体) 等との統合によりできた EC (欧州共同体) を経て 1993 年に成立したものである。ここで、EU の歴史に詳しく立ち入る余裕はないが、地域の大国である独仏が争った 2 度の世界大戦の反省に立ち、石炭と鉄鋼という軍需物資の共同管理に始まったものが、その後、加盟国を拡大しながら、関税同盟、単一市場などの実績を積み重ねてきた。さらに、EU 成立後も域内国境の実質的廃止、統一通貨の導入といった経済統合を進めているところである。

EU がここまで来るのに、半世紀以上の歳月を要している。ギリシャ哲学、ローマ法、キリスト教という文化基盤を共有し、構成メンバーは、いずれも先進国、民主主義国家であり、域内経済格差があるとは言っても世界の他地域に比べれば、その差は小さな範囲に収まっている欧州にして、これだけかかっているのである。

翻って東アジアをみると、域内諸国の言語や宗教、文化の違いはもとより、民主主義や法の支配といった、基本的な制度インフラすら整っていない国もある。経済格差に至っては、日本とベトナムの差と、ドイツとギリシャの差とを比べれば、東アジアと欧州との違いは明らかである。加えて、欧州と決定的に異なるのは、東アジアでは過去の歴史の克服ができておらず、それが折に触れて政治的緊張となって表面に現れ、時には経済にまでも影響を及ぼすことである。

このような状況から見ると、アジア太平洋地域において、TPP、RCEP、FTAAP といった枠組みが、近い将来に、単なる関税同盟や広域自由貿易協定を超えた経済統合、政治統合、さらには文化統合に向かうと考えるのは、楽観的に過ぎると言わざるを得ないであろう。しかし一方で、今後年月をかけて TPP の枠組みを発展させていくことが、アジア各国の間にある様々な思惑の違いを少しずつ乗り越えていくきっかけになることも期待したい。

6. おわりに ～歴史を振り返って～

黒船来航以降、日本は繰り返し貿易自由化という波に洗われてきた。その都度、時には国難という言葉を使いながらも、日本はその衝撃を乗り越え、経済を一段階上のステージへと発展させてきた。

TPPに代表される現在の多国間自由貿易協定締結の動きは、150年前の開国、50年前の貿易自由化・資本自由化と並ぶ、日本経済にとっての歴史的転換点である。

(1) 石橋湛山の主張

第2次世界大戦後、自由貿易体制からの便益を最大限に享受してきた日本は、かつて石橋湛山⁴が小日本主義（率先して朝鮮、台湾、満州などを放棄し、平和的な加工貿易立国論を目指すもの）を唱え、植民地放棄論を主張したひそみに倣い、この際、自ら進んで関税課税権を放棄するくらいの気概をもって、世界の自由貿易推進の先頭に立つべきである。

石橋湛山が90余年前に述べたことは、21世紀の今日においても全く色褪せていない。曰く「大欲を満たすがために小欲を棄てよ」「総て戦いは守ったのでは負けだ。進んで打って出てこそ、我に有利な時と、地形と、戦闘の形式とが選択できる」「身を棄ててこそ、浮かむ瀬もあれ、会議の主動者たる位地を彼に奪われた今は、ただ文句なしに、そこに飛び込み、浮かむ瀬を見出すよりほかはない」「いかなる国といえども、その国内で消費し切れぬ品物は外国に売らざるを得ず、国内で生産するよりも有利に輸入し得る品は輸入せざるを得ぬ」。

さらに、湛山は言う。少々長くなるが、以下に引用する。

「我が国のすべての禍根は、しばしば述ぶるが如く、小欲に囚われていることだ。志の小さいことだ。……何もかも棄てて掛るのだ。これが一番の、而して唯一の道である。……例えば満州を棄てる、山東を棄てる、その他支那が我が国から受けつつありと考うる一切の圧迫を棄てる、その結果はどうなるか、また例えば朝鮮に、台湾に自由を許す、その結果はどうなるか、英国にせよ、米国にせよ、非常の苦境に陥るだろう。何となれば彼らは日本にのみかくの如き自由主義を採られては、世界におけるその道徳的地位を保つを得ぬに至るからである。その時には、支那を始め、世界の小弱国は一斉に我が国に向かって信頼の頭を下ぐるであろう。インド、エジプト、ペルシャ、ハイチ、その他の列強属領地は、一斉に、日本の台湾・朝鮮に自由を許した如く、我にもまた自由を許せと騒ぎ立つだろう。これ実に我が国の位地を九地の底より九天の上に昇せ、英米その他をこの反対の位地に置くものではないか。我が国にして、一たびこの覚悟を以て会議に臨まば、思うに英米は、まあ少し待ってくれと、我が国に懇願するのである。ここに即ち「身を棄ててこそ」の面白味がある。遅しといえども、今にしてこの覚悟をすれば、我が国は救われる。しかも、こがその唯一の道である。しかしながらこの唯一の道は、同時に、我が国際的地位をば、従来の守勢から一転して攻勢に出でしむるの道である。」⁵

当時の「朝鮮、台湾、満州」（原文ママ）は、まさに日本にとって聖域であった。その聖域を一切捨て去ることで、交渉の主導権を握る。さらには、モラルリーダーとして、国際社会でのわが国の名誉ある地位を確保するという主張である。

⁴ 「(一財)石橋湛山記念財団」HP 参照：<http://www.ishibashi-mf.org/>

⁵ 石橋湛山「一切を棄つるの覚悟」『東洋経済新報』七月二三日号、1921年。http://www.ishibashi-mf.org/profile/review/review_5.html

(2) 自由貿易に対する関西経済同友会の主張

貿易自由化という波をどのように受け止め、日本はいかに進むべきか。この命題に対しては、当会も昭和21年に「原点」と言うべき提言を行っている。

提言の名称は『日本貿易の進むべき道 ～日本は関税の全面的撤廃を世界に宣言せよ～』。当時はまだ、関西経済同友会は設立されておらず、経済同友会関西支部として、国際経済研究会（座長：岩井雄二郎）から発表された。

「現在の日本は聯合軍の占領下にあつて貿易の再開さへ見当がつかないのであるから関税の撤廃も差当つては何等の影響もないのであるが将来世界貿易の仲間に入つた時関税を全面的に放棄することが経済的に如何なる結果を齎すであろうか。日本はより貧乏になるであろうか而して、また日本の産業は如何に変化するであろうか。……関税の撤廃が与えられたる条件の下で日本の国民所得を最大限に増大せしめる唯一の方法であることは疑問の余地がない。……日本が諸国に先んじて関税を全廃したら日本全土はいわば一つの自由港と化し船舶は輻輳し、世界の商品と人は日本に向けて雲集し、地上の文化の渦巻の中心になるであろう。……次に貿易の再開へ見当のつかぬ現在を、何故今すぐに日本から関税の自主的撤廃を宣言すべきかということは政治的に見て対外的にも、国内的にも亜米利加が同じことを自分でいい出して置きながら実行し得ない今の今が絶好のチャンスだと信ずるためである。新憲法の交戦権抛棄の条件として日本が関税を撤廃すると言ひ出したら日本の平和的、進歩的の意図を更に力強く世界に闡明することになるであろう。そしてまた幸に今後貿易が許され世界の舞台に出た時、例えばブレトン・ウッズの協定に加入が出来て会議に行くというような場合、日本は坐る場所こそ末席であつても経済的には一歩進んでいると自信を持って望むことが出来るであろう。……軍備の撤廃の論理的結論たる関税の撤廃を日本が第一番に実現し範を世界に垂れんことを望む所以である。そしてまた世界の国々が続々と日本の例に倣ひ国際分業を基とし、平和がこの地上に樹立されたらその時こそ人類は初めて窮乏から解放されるであろう。」⁶

この提言では、関税撤廃により打撃を受ける国内産業があること、外国の文化が日本の文化を駆逐することの可能性など、関税の全面的撤廃に対する懸念とそれに対する見解も示されており、現在と同じ論点が68年前にもあつたということが読み取れる。そして、それ以上に、敗戦直後において、我々の大先輩たる当時の経済人が見据えていた高みは何であつたかを、時代を超えて読む者に伝える言葉が並んでいる。

東西冷戦の終結を経て、経済活動がグローバルに展開されるに至つた現代においては、自由貿易の根拠となる「比較優位説」の前提の一つ、「資本、労働力、技術などは国家間を自由に移動しない」という条件は、デヴィッド・リカードが活躍した18世紀末と異なり、完全には成立し得ない面があることも事実である。また、食料安全保障の観点からは、当会 国際経済研究会の主張が全て現代の日本に当てはまるとは言い難い。

しかし、経済がグローバル化するなかで、貿易がもたらす恩恵を考えるのであれば、各国が利害・立場を超え、参加する枠組みを構築するにあたり、自由貿易を最大限に尊重するその精神・理念は、中長期的な観点からは、むしろ21世紀のこれからに向け、より一層必要なものになる。

グローバル化への対応が国家的課題であり、日本の生きる場所が、自由貿易体制の中にこそ存在するのであれば、何をおいても自由貿易体制において、関税全廃を前提とする覚悟で、国際競争力の強化を図らなくてはならない。このテーゼは石橋湛山の93年前、当会 国際経済研究会が提言を世に問うた68年前と些かも変わるところはない。

⁶社団法人関西経済同友会『語り継ぐ三十年史 関西経済同友会』1976年。

TPP への参加によって日本の強みは自ずと伸びていくので、むしろ弱みを克服していく、という方向性が重要である。日本の農業がそのポテンシャルを発揮できていないのであれば、国家プロジェクトとして前向きの構造改革を行うことで、国際競争力を強化し、若者が人生をかけるに値する産業として振興していくべきである。

こうすることによって、「一切を捨てる」ことができるだけの実力を日本の産業は獲得し、国土保全、国民生活の基礎である農業の未来が拓け、そして、自由貿易体制におけるモラル・リーダーとしての地位を占めた日本が、国際社会におけるプレゼンスも発言力も高めるのである。日本が身をもって自由貿易体制の重要性を示す。その時、世界も日本の主張に耳を傾けざるを得なくなるのである。

このことが、今般の TPP 交渉を巡る「国民的」とも言える議論、世の中の動きから見えてきたことである。TPP は、我々に対し、自由貿易立国の国民、経営者としての覚悟と用意を問いかけていたと言える。

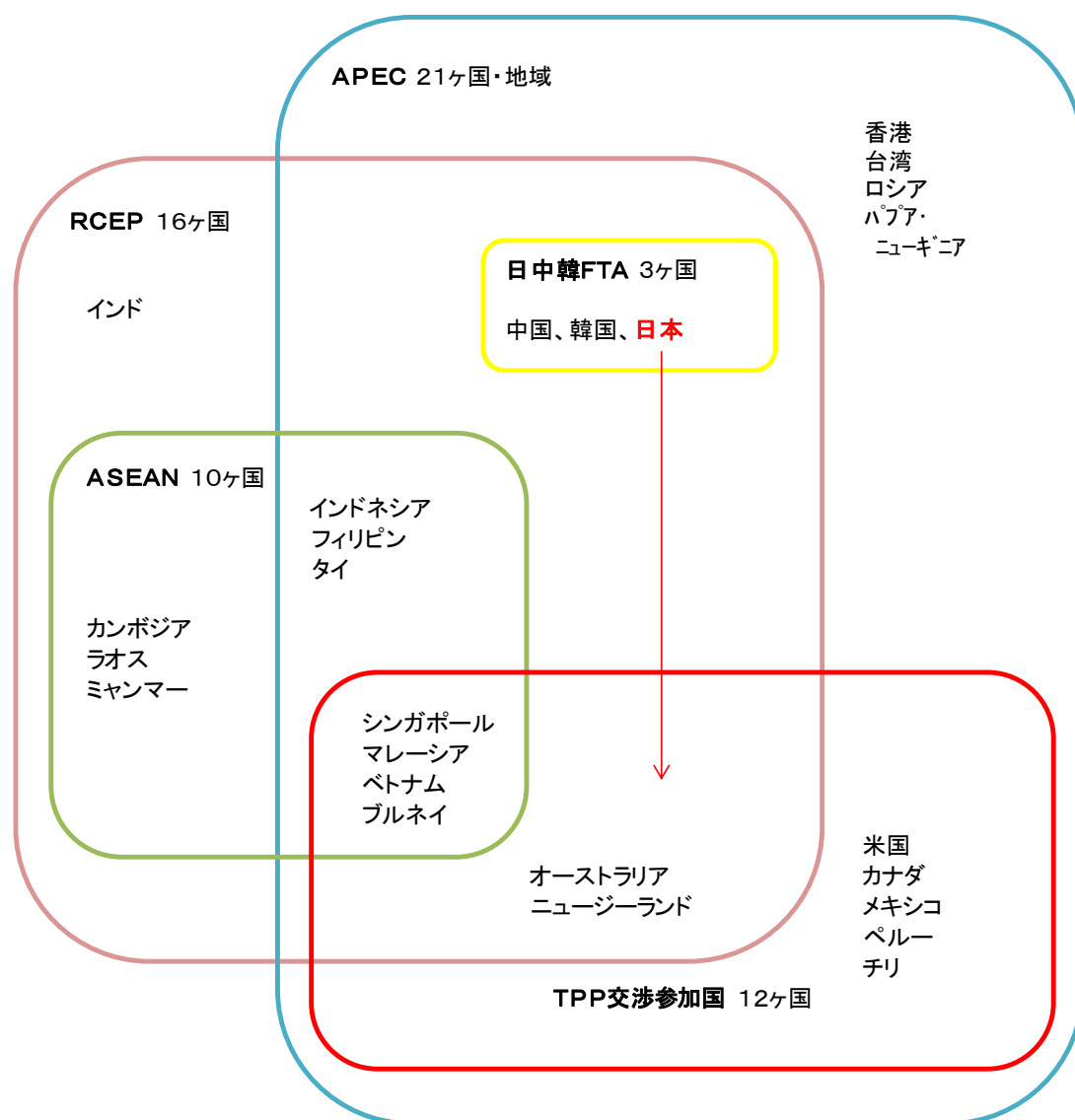
以上

【資料編】

(1) アジア太平洋地域における広域経済連携

アジア太平洋地域における広域経済連携

APEC	Asia Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership	東アジア地域包括的経済連携
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
TPP	Trans Pacific Partnership	環太平洋パートナーシップ
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定



(2) TPP 参加国間の自由貿易協定の交渉・締結状況

TPP参加国間の自由貿易協定の交渉・締結状況

2013年9月1日現在

	日本	シンガポール	ニュージーランド	チリ	ブルネイ	アメリカ	オーストラリア	ペルー	ベトナム	マレーシア	メキシコ	カナダ
日本		◎		◎	◎		○	◎	◎	◎	◎	○
シンガポール	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○
ニュージーランド				◎	◎		◎		◎	◎		
チリ	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ブルネイ	◎	◎	◎	◎			◎		◎	◎		
アメリカ				◎			◎	◎			◎	◎
オーストラリア	○	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎		
ペルー	◎	◎		◎		◎					◎	◎
ベトナム	◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎		
マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎			
メキシコ	◎	○		◎		◎		◎				◎
カナダ	○	○		◎		◎		◎			◎	

◎締結または発効

○交渉中または交渉開始合意

TPPIによって初交渉

※日本貿易振興機構資料より作成

(3) TPP 政府対策本部に経済3団体から提出された意見

2013年10月21日

TPP 政府対策本部に経済3団体から提出された意見

関西経済同友会 TPP委員会

交渉分野	日本経済団体連合会	日本商工会議所	経済同友会
全分野共通	TPP交渉参加を歓迎し、政府を全面的に支援 TPPはグローバル・サプライチェーンの効率化に向けて必須のインフラ FTA/AP構築に向けたTPPの今後も視野に入れて交渉を 日・EUのEPA、日中韓FTA、RCEP交渉も進める	貿易・投資手続きの共通化によって中小企業の競争力が高まる 日本の発展のためには農業分野も含めて競争し、自助努力が必要 交渉の途中経過の開示を 国益に大きく影響を与える項目については例外規定を設ける交渉を	
物品市場アクセス	既存のFTA・EPAを上回る水準の関税撤廃 他国がわが国を上回る市場アクセスを享受している場合、 同等のアクセスが必要 わが国が強みを持つ製品の関税撤廃 資源・食糧の輸出制限・輸出税の禁止	貿易制限的な検査条件の禁止 自国製品の優先購入政策の禁止 自動車部品、IT製品の関税撤廃 資源・食糧の輸出制限・輸出税の禁止 酪農品の関税割当制度の段階的縮小	物品貿易の全品目について即時または段階的な関税撤廃 輸出制限・輸出税の禁止
原産地規制	企業にとって使い勝手の良い原産地規則・原産地証明書発給手続き 繊維・繊維製品は二工程基準を採用	中小企業にとって運用が容易な明確・透明・簡素な原産地規則を 関税分類番号変更基準・付加価値基準・加工工程基準の併用 原産地基準の簡素化 水産品の原産地規則要件の緩和	原産地規則・証明制度の統一
貿易円滑化	貿易手続きの透明性・予見可能性の確保 税関手続きの簡素化・迅速化 セキュリティ確保と貿易円滑化の両立を	貿易手続きの簡素化・迅速化 通関手続きの簡素化・迅速化・電子化 認定事業者(AEO)制度の導入と加盟国間での標準化 通関システムの国別シングルウィンドウ構築と相互連携	通関手続きの簡素化・迅速化
衛生植物検疫(SPS)	WTOのSPS協定をベースに透明性を強化		
貿易の技術的障壁(TBT)	WTOのTBT協定をベースに規格の相互承認、適合性評価結果の 相互承認を推進	米国、豪州に対する個別の法令・規制の撤廃要求	
貿易救済	アンチダンピング、セーフガード措置の濫用防止のための規律の整備 貿易救済措置に関する事前通報・協議の仕組みの設置	恣意的・保護主義的なアンチダンピング措置の濫用防止 アンチダンピング発動のプロセス透明化、判断の早期化 セーフガード措置発動基準の明確化	
政府調達	透明・公平な手続きの下での一層の政府調達市場開放	WTO政府調達協定と同一水準の政府調達市場開放 米国のバイアメリカン法の撤廃	WTO政府調達協定と同一水準の政府調達市場開放
知的財産	TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)に合致し、 それを上回る水準の高い知的財産保護制度の確立 著作権に関しては権利者と利用者の利益のバランスや各国の社会情勢 を十分に勘案の上慎重な検討を	政府介入の無い自由なロイヤリティ送金の担保 ベトナム、メキシコ等に対する個別的要求	高水準の保護および保護範囲の確保と模倣品取締りの 実効性強化
競争政策	企業結合規制などについて、各国の審査基準・手続きの透明性を高める 各国の競争当局間での協力促進 国営・国有企業の適切な定義と、民間企業との公平な競争条件に関する 規律の設定		全ての市場参加者を対象とした競争条件・競争環境の確保
越境サービス	無差別原則、数量規制の禁止、関連措置の透明性確保、 現地拠点設置要求の禁止	恒久的施設の設定条件の緩和	
商用関係者の移動	ビザ・労働許可の発給手続き・要件の明確化・簡素化、発給期間の短縮 ビジネス上の移動の自由の確保	TPP加盟国全てに共通のビザ発行基準の設定 あらかじめ認証を受けた企業には、全ての出張をビザ無しとする 制度の創設 企業内派遣者、短期出張者に対する労働許可取得義務の撤廃、 ビザ発給・入国手続きの簡素化	
金融サービス	外資出資規制、支店・子会社の設立制限、業務範囲の制限、 内外差別的な税制、代表者・役員・従業員の国籍要件・居住要件等の撤廃 規制の客観性・透明性の確保	マレーシア、ベトナム、シンガポール、チリ、米国、メキシコに対する 再保険取引に関する制限撤廃、緩和の要求 マレーシア、カナダ、豪州に対する個別の法令・規制の撤廃要求	
電子商取引	新しいICTサービスについてはネガティブ・リスト方式の採用を 電子送信・コンテンツに対する関税不賦課の恒久化 デジタル製品・コンテンツの無差別待遇 個人データ・プライバシーの保護とデータの円滑な流通のバランスの確保		
投資	質の高い投資ルールの整備 ①対象：直接・間接に所有・支配される全ての種類の資産 ②保護：投資後の内国民待遇・最恵国待遇、公正公平待遇義務、 収用制限と適切な補償、送金の自由、政府の約束の遵守、 透明性の確保 ③自由化：投資前の内国民待遇・最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止 ④紛争解決手続き：質の高い紛争解決手続きの設定 投資先国政府によるロイヤリティ料率や海外送金額の上限設定の禁止	特定義務の履行禁止 TPP加盟国全てで共通の租税条約に改定し、二国間源泉課税の廃止 ベトナム、マレーシア、豪州、メキシコに対する投資制限の撤廃要求	内国民待遇の確保と特定措置の履行要求の禁止 許認可等に関わるルール運用の予見性・透明性の確保
制度的事項		既存のFTAと同様に、企業が各国で直面する具体的な懸念事項を 官民で議論して解決を図るビジネス環境整備委員会の設置	
分野的横断事項	規制・規格等の国内措置に関する整合性の確保 ①関税分類・関税免除措置の変更、貿易救済措置の調査開始に関する 通報・協議等による透明性の向上 ②規制の導入・変更に関する通報・協議・早期意見照会による規制の 整合性の確保 ③規格および適合性評価手続きの調和・相互承認の推進、規格の 新設・変更に際しての早期事前通報の義務付け ビジネス環境整備委員会の設置	中小企業のTPP活用促進のために、協定で使用される文言は 可能な限り平易に	規格の標準化、認証プロセスに関する国際調整 将来の多角的貿易自由化を見据えた制度設計

(4) TPP 参加の経済効果

2013年12月3日

関西経済同友会 TPP委員会

TPP参加の経済効果

関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算

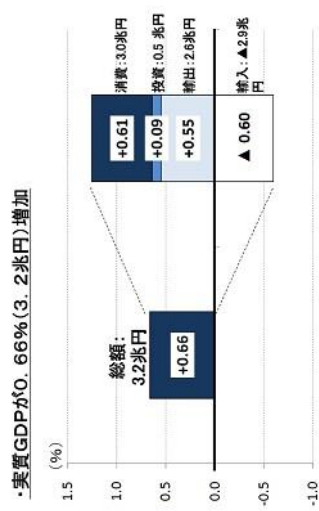
1 はじめに
TPP交渉では、関税のみならず様々な分野で交渉が行われており、このような多岐にわたる分野の複雑な経済効果を計算する手法は、未だ確立されていない。
そこで政府は、2013年3月にGTP (Global Trade Analysis Project: 世界貿易分析プロジェクト) モデルを用いて、関税撤廃・撤廃に絞って、TPP参加の経済効果を試算した。
これまで、内閣官房、農林水産省、経済産業省がそれぞれ試算を公表してきたが、TPP交渉参加を機に政府として統一した試算を実施したもので、これが現時点での日本政府の公式試算である。

2 試算の方針
①12ヶ国のTPPに日本が参加した場合の、経済全体および農林水産物生産に与える影響を試算。
②WTO等の国際機関や日米欧等の主要国で使用されているGTPAPモデルを使用。
③農林水産物への影響は、農林水産省が個別品目ごとの生産減少額をもとにGTPAPモデルで試算。

3 試算の前提
①関税撤廃の効果のみを対象とする(非関税措置の削減やサービス・投資の自由化は含まない)。
②全ての関税を即時撤廃する。
③政府による追加的な政策緩和対策は考慮しない。

4 試算結果
①日本経済全体: GDPの増加
輸出 +0.55% (+2.6兆円)、輸入 ▲0.60% (▲2.9兆円)
消費 +0.61% (+3.0兆円)、投資 +0.09% (+0.5兆円)
合計 +0.66% (+3.2兆円)
②農林水産物生産減少額
▲3.0兆円

(図表) 関税撤廃した場合のマクロ経済効果



出所: 内閣官房TPP政府対談本部

注1 GTPAPモデルは、貿易自由化による経済全体への影響を、経済構造調整を終えて中長期均衡に達した時点において、貿易を自由化しなかった場合と比較したものである。
注2 実質GDPの増加効果は、ある時点に限られたものでなく、経済構造調整を終えた段階以降の継続的な経済の底上げ効果。

5 (参考) PECO試算
PECO (Pacific Economic Cooperation Council: 太平洋経済協力会議) が発表した試算によると、関税撤廃に加え、非関税措置の削減、投資・サービス自由化を含めると、日本がTPPに参加した場合の経済効果は、実質GDPの2%、約10兆円、底上げされる。

付録1 農林水産物への影響試算の計算方法

1 試算対象品目
関税率10%以上かつ国内年間生産額10億円以上である、農産物19品目および林水産物14品目。
農産物 米、小麦、大豆、いんげん、小豆、落花生、砂糖、澱粉原料作物、こんにゃく、茶、加工用トマト、柑橘類、りんご、パインアップル、牛乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
林水産物 台板等、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、いか、干しずめ、ごんふ類、のり類、かつお、まぐろ類、さけ、ます類、うなぎ、わかめ、ひしき

注 上記33品目の生産額合計は約7.1兆円。今回試算対象としていない品目(関税率10%未満または生産額10億円未満)の生産額は約4兆円で全農林水産物生産額の4割程度であるが、関税撤廃の影響は極めて小さい。

2 生産減少額の算出方法
①個別品目ごとに、内外価格差(国産品と輸入品の価格差)、品質格差、輸出国の輸出余力等の観点から、輸入品と競合する国産品と競合しない国産品に置き換わる。
②競合する国産品は、原則として安価な輸入品に置き換わる。
生産減少額 = 国産品価格 × 競合する国産品生産量

注 対象国の輸出余力分が全て置き換わると仮定。ただし、関税率が比較的低い牛肉等の品目は、国産品の少なくとも1割が残存し、その価格は関税相当分だけ低下すると仮定。
③競合しない国産品は、安価な輸入品の流入に伴って価格が低下する。
生産減少額 = 価格低下分 × 競合しない国産品生産量

注 競合しない国産品の価格が低下する割合は、競合する国産品が輸入品に置き換わる部分の価格低下率(内外価格差÷国産品価格)の半分の割合と仮定。

3 (参考) 上記をもとに農林水産省にて試算した食料自給率および多面的機能への影響
食料自給率 H23年度 39% → 27%程度
(供給熱量ベース) (生産額ベース) 66% → 55%程度
農業の多面的機能の喪失額 1.6兆円程度

付録2 PECO試算の概要

フランス・ドイツ・オーストリア・ベネチア連邦の試算による、日本がEPAに参加した場合の経済効果。

1 試算の前提

- ①TPP対象国は日本を含めた12ヶ国。
- ②関税撤廃に加え、非関税措置の削減、サービス・投資の自由化の効果も推計。非関税措置については、世界銀行がマクロ経済データにより推計した貿易制限指数等を利用して投資の自由化については、世界銀行による各国のビジネス環境ランキング等を利用。
- ③各国の総雇用は不変とする一方、資本ストックの増加・輸出市場参入企業の増加等は勘案。

2 試算の結果

アジア太平洋EPAに参加した場合の日本経済への効果

	1,050億ドル	GDP比	2.0%
TPP	1,050億ドル		2.0%
RCEP	960億ドル		1.8%
ETAAP	2,280億ドル		4.3%

以上

(5) TPP 委員会 日本共産党／公明党 ヒアリング概要

■日本共産党ヒアリング概要

【日 時】2013年9月6日(金) 11:00~12:30

【会 場】日本共産党本部 会議室

【テーマ】TPP 参加反対の理由

【出席者】(敬称略・役職は当時のもの)

<日本共産党>

- ・小池 晃 参議院議員、党副委員長、党政策委員長
- ・寺沢 亜志也 党政策委員会事務局長
- ・佐藤 洋 党政策委員会 経済・社会保障政策委員会副責任者
- ・藤野 保史 党政策委員会

<関西経済同友会>

- ・潮 恵一郎 (株)大林組 建築事業部企画部部長
- ・吉岡 淳 サントリーホールディングス(株) 大阪秘書室部長
- ・三上 嘉則 サントリーホールディングス(株) 大阪秘書室
- ・富田 神奈 (一社)関西経済同友会 企画調査部

【参考資料】

- ・日本共産党「2013年参院選挙政策」: http://www.jcp.or.jp/web_policy/html/2013sanin-seisaku.html

【概 要】(日本共産党のご説明概要)

●食料と農業について

- ・食料自給率が39%、エネルギー自給率が4%という現状は打開しなければいけない。国際的な常識として、食料自給はナショナルセキュリティの問題。
- ・自給率の計算方法については、安全保障面から考えて、カロリーベースであるべき。
- ・TPPに加盟すれば、農林水産省の控え目な計算でも自給率が27%に低下すると公表されており⁷、断じて認められない。世界人口の急増、地球温暖化の進行、世界中で飢餓と貧困が起こっているなかで、自国民の食料を輸入に頼り続けることは不可能。
- ・農産物に対する平均関税率は、EUが19.5%、メキシコは42.9%、韓国は62.2%、インドは124%、そして日本は11.7%⁸。自国の農業を関税で保護することは、どの国でも行われており、日本はむしろ開放されている。
- ・農業生産額に占める補助金の割合は、アメリカは79%、イギリス65%、フランス55%、ドイツ72%に対し、日本は51%⁹。日本の農業保護は決して過剰ではない。
- ・農業は地域経済のみならず、加工・流通等の関連産業を含めれば、都市部の経済においても大きな役割を果たしている。TPPに加盟すると190万人の雇用が失われる¹⁰といわれており、決して農業そのものだけの問題ではない。
- ・国民の生命の糧となる穀物はしっかり自国で作っていくべき。食料主権、経済主権は、その国の柱であり、安全保障上、軍事力以上に国を守るカギとなるものだ。

⁷ 農林水産省「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」(平成25年3月公表) HP:
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/shisan.html>

⁸ 農林水産省「グローバル化と『食料供給基地』九州」HP(10ページ目に掲載):
<http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/pdf/global.pdf>

⁹ 別紙2「2012年衆議院予算委員会要求資料(予算の農業総生産額に対する比率)」参照

¹⁰ TPP参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会「TPP影響試算発表」(平成25年5月公表) HP:
<http://atpp.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/tpp-iwj-1271.html>

●国民皆保険制度、知的財産権について

- TPP 参加で、国民皆保険制度が崩壊してしまうことを危惧する。
これまでもアメリカは一貫して株式会社による病院経営を求めてきたし、混合診療の全面解禁も要望してきた。日本国内でも規制改革会議などを通してそれに呼応する動きがあるなかで、今は基本的には医療費は保険でカバーできるようになっているが、株式会社の病院経営が広がれば、診療において利益を求める動きが出て、差額料金を導入するという力が働いてくるのは必至。「保険証があれば必要な医療が受けられる」という現在の医療制度に、結果として風穴があいてしまうだろう。
- TPP 交渉でアメリカの主張が通れば、ジェネリック医薬品の普及が遅れ、薬価が高止まりする。そうなれば、国民の医療費全体を抑制する方向性の中で、保険給付を削っていくということに繋がり、混合診療解禁への圧力が高まるのではないかと危惧する。
- 今までの TPP 交渉で国民皆保険制度は議論になっていないと政府は説明しているが、そもそもアメリカが医薬品市場として期待する国は日本くらいだ。ニュージーランドやシンガポールでは、すでに株式会社の病院経営が行われている。だからその議論がこれまでなかったのは当然だろう。
- アニメの著作権侵害については、現在の日本では親告罪になっているが、TPP で非親告罪化すれば、日本のアニメをはじめとした文化の発展に大きなくさびを打つ形になる。
- TPP の交渉次第では、先進国の企業が途上国の農産物の遺伝子に特許権を主張し、途上国に不合理な負担を押し付けるような事態になりうることも懸念する。

●食の安全について

- 日本の行政はすでに後退気味で、輸入食品の検疫制度のあり方についても、水際での検査はやめて、流通してから結果が分かる、という仕組み（モニタリング検査）にしてしまった。国内の食品衛生監視員は 399 名¹¹しかおらず、国民の食料の 60%を他国に頼っている国が、TPP 参加後に、本当に国民の安全を守れるのか、大いに疑問。
- TPP の前身である P4 協定では、通関時間を 48 時間以内にする¹²ということを取り決めた。日本の通関平均時間は 62 時間¹³、食品については 92 時間程度¹⁴で、格段に今より通関時間が短縮されることになる。これで国民の食の安全を守れるとは考えられない。

●秘密保持契約について

- 秘密保持契約があることが、TPP が異常な交渉であることを物語っている。
- 政府は忠実にこの契約を守りすぎている。日米 2 国間交渉についても、TPP に深くかかわるので情報開示できないとのこと。政府はこれを逆手にとって、国民に内容を知らせずに進めようとしているのではないか。
- 多国間交渉だから TPP 交渉ではアメリカの意向のままにならないと言っていたのに、TPP 交渉と並行する日米 2 国間協定を設定され、交渉のコアな部分は 2 国間交渉で、というのでは結局、アメリカの都合のいいようにされている。

●ISDS 条項について

- 外務省の HP に、ISDS（国家と投資家の間の紛争解決）の実例が紹介されている¹⁵が、99%はアメリカの企業による提訴事例。アメリカの企業にとって訴訟は一種の経営戦術で、日本が訴訟を起こされた場合、大きな影響が出ることは不可避である。実際に訴訟にはならなくとも、例えば米韓 FTA にお

¹¹ 本年 4 月頃に紙智子参議院議員の事務所が、厚生労働省に照会して確認した数字。

¹² 別紙 3 「TPP（P4 協定）の第 5 章第 14 条部分」参照

¹³ 財務省「第 9 回輸入手続の所要時間調査」HP：http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka20120921.htm

¹⁴ 紙智子参議院議員の事務所から、財務省に資料要求をして確認したデータ。「他法令該当貨物すなわち動植物検疫や食品検疫の対象となる貨物」の輸入手続平均時間は、92.5 時間との回答。

¹⁵ 外務省「国家と投資家の間の紛争解決国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）手続の概要」HP：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327_06.pdf

いて、ISDS で訴えられる可能性があるために、韓国が自動車の排ガス規制を先送りにするといった実害も出ており、日本の行政に悪影響が出ることは十分に考えられる。

●産業の空洞化について

- ・ TPP に参加しない場合、国内製造業を中心に海外シフトが進み、産業が空洞化してしまうという意見には懐疑的である。TPP に関係なく、出ていくところは出ていくだろう。

逆に TPP に加盟して海外から安い製品が入ってきた場合に、日本企業はどう対応するつもりなのか。デフレ脱却のため、TPP は成長戦略の柱だと位置付けられているが、将来の日本経済を考えれば、細っている内需を立て直すことの方が重要。そうでなければ、これまでのロールモデル（新しい技術で製品を作り、まずは国内で売って状況をみてから海外に広げていく）を維持できなくなり、企業は直接海外マーケットに売り出すために、技術の革新よりも、既存の技術を組み合わせて目先の利益を追い求めることを重視するようになり、結果として日本の技術力の低下、人材の流出を招くだろう。

●おわりに

- ・ 資本主義の下で、貿易や投資が、国境を越えて広がるというのは避けられない。問題はグローバル化の名の下で、市場原理万能主義が席卷するということだ。それが全世界に押し付けられていくのは、逆に世界にとって、危機を生んでいると考える。市場原理主義と規制緩和によって、世界中に貧困と格差が広がっていくことを懸念する。国際的な規模で独占化が進んできていて、それが経済のゆがみを生み出している。投機マネーが実体経済を振り回すという事態は、資本主義の未来を揺るがすことにもつながるゆゆしきことである。

グローバル化が避けられない以上、それによって生まれる矛盾を解決するための努力が必要であり、各国の経済主権を尊重する、各国の平等・公平を守る新しい経済秩序が必要。実際にそのような流れが生まれつつあり、それが世界経済の未来にとっても、重要なことである。そういう観点からいっても、TPP は、アメリカ流の市場原理主義を押し付けるものであり、現在グローバル化によって生まれている様々な矛盾を拡大する方向に作用すると考える。そうではない道を、世界と議論しながら進めていくのが、日本の役割ではないか。

以上

■公明党ヒアリング概要

【日 時】 2013 年 9 月 17 日(火) 16:00～17:00

【会 場】 参議院議員会館 会議室

【テーマ】 TPP 参加にあたっての懸念事項とその理由

【出席者】 (敬称略・役職は当時のもの)

＜公明党＞

- ・ 石井 啓一 衆議院議員、党政務調査会長、党 TPP に関する PT 座長
- ・ 谷合 正明 参議院議員、党 TPP に関する PT 事務局長
- ・ 鶴岡 義和 党政務調査会事務局

＜関西経済同友会＞

- ・ 潮 恵一郎 (株)大林組 建築事業部企画部部長
- ・ 三上 嘉則 サントリーホールディングス(株) 大阪秘書室
- ・ 富田 神奈 (一社)関西経済同友会 企画調査部

【参考資料】

- ・ 公明党「参院選重点政策 2013」:

http://www.komei.or.jp/campaign/sanin2013/manifest2013/important_issue.php

【概要】(公明党のご説明概要)

●公明党のスタンスについて

- ・党として TPP には基本的に賛成。「農産品の重要 5 品目」「国民皆保険」「食品安全基準」については、必ず守るよう、政府に要望している。

●秘密保持契約について

- ・ TPP の秘密保持契約はやむを得ない。全ての参加国が同じ立場で、交渉に臨んでいる。中身は国会批准の際に明らかになる。秘密保持契約はあくまでも条約がまとまるまでの交渉過程でのものであり、条約がまとまれば、4 年という期間にかかわらず情報は開示される。

●食料と農業について

- ・食料安保の意味では、食料自給率の維持、向上を目指さなければならない。
- ・産業や環境への貢献など、農業の多面的機能も考慮しながら、農業保護のあり方について考えるべき。
- ・農業については、後継者がいないことが最大の問題。後継者を育てるためには、所得の確保がまず重要であり、農地集約は一つの手段。大規模化の方向は避けられない。TPP をきっかけに、そのような改革を進めていくべき。
- ・企業の農業参入は反対ではないが、企業による農地取得まで認める必要はない。農業法人の役員条件の緩和や、都道府県レベルで農地を借り上げ、集約して貸し出すなどすれば足りる。

●経済連携のあり方について

- ・ TPP がうまく締結できれば、世界における経済連携のあり方のスタンダードとなり得る。日中韓 FTA や東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) など他の経済連携の道が大きく開ける。将来的には APEC 加盟国以外にも門戸を開くことで、WTO に代わる広域の経済連携にまで発展することを望む。しかし現実的には途上国との利害対立を越えるのは難しい。
- ・日本にとっても経済的なメリットを考えれば、中国が TPP に参加することは望ましい。

●交渉体制について

- ・今回の内閣官房中心の交渉体制 (省庁横断の TPP 対策本部) は、これまでにない新しいやり方。今回の仕組みでうまくいけば、米国の USTR のような組織は必要ないだろう。

●米国との 2 国間交渉について

- ・日米 2 国間交渉で、必ずしも日本が米国の要求に屈しているということはない。
日米 2 国間交渉の対象は、限定されている。関税以外の他の大半のことは多国間交渉で行われている。実際、多国間交渉は、日本にとっても他の国にとっても、対米国という意味でメリットをもたらしている。また関税については、多国間よりも 2 国間の方が交渉しやすいという面がある。

以上

日本貿易の進むべき道

—日本は関税の全面的撤廃を世界に宣言せよ—

(二一・一一・三〇) 経済同友会関西支部

国際経済研究会

この間の貿易庁長官の講演を俟つまでもなく日本の貿易は多難の前途を予想される。この調子では食糧を輸入するだけの見返り輸出さへ容易でなく日本の台所を賄なうスキヤップの方も心配だろうし、貿易庁も頭痛鉢巻の事と想像する。悲観すれば際限のないのは敢えて貿易のみに限らぬが目前の憂鬱を忘れて遠い将来に目を放つと豁然と展開する光明の路へ前進する。この光明の路とは他でもない、新憲法の劃期的条文、所謂戦争の放棄を経済的に押し進めて行く方向に存する。すなわち戦争の抛棄と足並をそろえて関税の全面的撤廃を世界に宣言することである。

アメリカの経済的繁栄の有力な原因はあの大きな大陸が一億の経済的単位を構成し、適地に産業の分布されていることで、東部は工業に、中西部は農業に、デトロイトは自動車に、ピッツバーグは鉄にと各地がもつとも有利な産業に専念し、互いに相俟つて全体の生産を高めていることである。若し仮りに四十八州を銘々別々の国家に造り変え、関税の障壁を設けてルイジヤナで林檎を、新英蘭でオレンジを、そしてアリゾナの砂漠で精密機械を作り、紐育の真中で野菜を自給せよ一もつともこれはちようど日本の行っていることであるが一といふようなことになつたら米国の経済的繁栄は忽ち滅茶苦茶になってしまうであろう。この米国の反対の例が現在の欧州であり、過去においてはビスマークの関税同盟以前のドイツ連邦である。もっと大きな例を取れば現在の世界そのものが欧州を拡大したような形にあることが世界の病根の一つなのである。

最近選挙に勝った共和党の例のホーレー、スムート関税が経済戦の遠因になつたことを自ら認め、「一つの世界」の理想に一歩々々近づいて行くため各国に関税の低減を提案すると言ふ事であるが、低減などというのは要するにピストルの打ち合いは止めるが、拳骨を振り回すことは差支えないというような不徹底な話で、何時また拳骨がピストルに変わりそれが更に大砲、飛行機に発展するか判らぬのである。新聞によると米国は貨車四輛分の原子爆弾を搭載して、全世界の何れの地点へも往復出来る B36 を完成したという話であるが「一つの世界か世界が無くなるか」ということは広島の惨事を身をもって経験した日本人には一番よく判つていなければならぬことである。

経済的国家主義は結局軍国主義になり、トドのつまりは広島に通ずる壊滅のコースである。戦争を予想する故に国民所得の減少を犠牲にしても自給自足を計る関税経済が必要となるので、戦争をやらぬと臍^{ほぞ}を定めたら、国際分業の原則に従い日本はその最も有利とする産業に専念することを国是と為すべきである。

現在の日本は聯合軍の占領下にあつて貿易の再開さへ見当がつかないのであるから関税の撤廃も差当つては何等の影響もないのであるが将来世界貿易の仲間に這入つた時関税を全面的に放棄することが経済的に如何なる結果を齎すであろうか。日本はより貧乏になるであろうか而して、また日本の産業は如何に変化するであろうか。貧乏するか否かは何処と或いは何時に較べてという比較の問題であるが、関税の撤廃が与えられたる条件の下で日本の国民所得を最大限に増大せしめる唯一の方法であることは疑問の余地がない。世界中の安価な商品が潮の如く侵入することを恐れる人があるかも知れぬが、こんな輸入というものが輸出の対価のカバーなしでは借金でもせぬ限り這入りつこないという理由を考えぬ人である。日本に金でも物でも貸

してくれる国があつたら有難く借りて置けばよいし、安い商品の波は消費者の福音である。勿論日本産業の構成に大地震が起り、関税の保護をやめたら忽ち崩壊する産業も出てくるであろうが、その大地震、大変革自身が寧ろ歓迎すべきことなのである。或いは米の如きも南方産米に圧迫されるかもしれないが、それも一向差支へないことで、日本は比較的生産費の有利な品物を輸出しそれで米を買うべきである。そしてついでに太古さながらの農業に活を入れて近代産業に化することが出来たらこれほど結構なことではない。こういうことをいうとそれでは真逆の場合にという心配が出るだろうが、既に一隻の軍艦、一輛の戦車のない日本は他国の攻撃を受けたらグウもスウもないことを忘れてはならない。他国に関税の障壁があるのに日本だけが素っ裸の無抵抗主義でいるのは何か損をしているような気がするかも知れないが、よく考えれば決してそんなことはないので、これは単に日本が賢明で一步早く平和と道義の世界へ向けてスタートを切ったのに不拘、他の国々が愚かで、経済的に損をし、原子爆弾が空から降ってくるのを待っている連中だというに過ぎない。

日本が諸国に先じて完全を全廃したら日本全土はいわば一つの自由港と化し船舶は輻輳し、世界の商品と人は日本に向けて雲集し、地上の文化の渦巻の中心になるであろう。そうなるとまた心配する人は経済的に外国人に圧迫されぬか、或いはまた日本固有の文化が失われぬかというであろうが、第一の心配は日本が交戦権を抛棄し反戦に決定した問題であり、関税の障壁などというものは外国が日本の商品を買えぬ時の厭がらせの道具位しかならないので既に鎧甲を脱いでからそんな小手先の細工を考えると様なことが大間違の元である。豈んや今後日本の買わねばならぬ品物は絶対の必需品のみであるにおいてをやである。第二の心配は外国文化と接触して、その競争に勝つたもののみが本当に希少価値のある文化で壊れるような文化は

何れ壊れるもので失つても惜しくないという答えて充分である。

次に貿易の再開へ見当のつかぬ現在を、何故今すぐに日本から関税の自主的撤廃を宣言すべきかと言うことは政治的に見て対外的にも、国内的にも亜米利加が同じことを自分で言いだして置きながら実行し得ない今の今が絶好のチャンスだと信ずるためである。新憲法の交戦権抛棄の条件として日本が関税を撤廃すると言い出したら日本の平和的、進歩的の意図を更に力強く世界に闡明することになるであろう。そしてまた幸に今後貿易が許され世界の舞台に出た時、例えばブレトン・ウッズの協定に加入が出来て会議に行くという様な場合、日本は坐る場所こそ末席であつても経済的には一歩進んでいるとい自信を持つて望むことが出来るであろう。次に対内的には現在の日本は戦災によつて工業の四割を失い、残りの六割はボロボロで初めからやり直しても対して惜しくない折であり一方必ず文句の出る来る既存工業化は追放で放心状態にあり、資本家というようなものは財閥の解体、財産税、ストライキ等で閻屋さん以外はなくなる筈だし、併しその一方関税収入が零である現在は、過去の行きがかりを思い切り、大決心でイロハのイの字から日本の産業が再出発する最善の機会と信ずる。

今から思えば今度の新憲法に今後日本は関税を全廃するとの一項を挿入して置いたら錦上更に花を加えた感があつたと考えるのであるが、これからでも遅くない。今後経済的国家主義などというものは時代遅れの代物であり、一つの世界か二つの世界かは兎も角として日本が一つに感情されるような数の多い世界は出現する見込みがない。軍備の撤廃の論理的結論たる関税の撤廃を日本が第一番に実現し範を世界に垂れんことを望む所以である。そしてまた世界の国々が続々と日本の例に倣い国際分業を基とし、平和がこの地上に樹立されたらその時こそ人類は初めて窮乏から解放されるであろう。

平成 25 年度 TPP 委員会 活動状況

※所属・役職等は当時のもの

平成 25 年

- 6月20日 会合
「本年度の活動方針について」
- 7月31日 講演会・会合
『『大通商交渉時代』と TPP』
講師：NHK 解説委員 百瀬 好道 氏
- 9月 6日 スタッフヒアリング（日本共産党）
- 9月17日 スタッフヒアリング（公明党）
- 10月21日 講演会・会合
「TPP およびアジアの経済連携と日本」
講師：亜細亜大学アジア研究所 教授 石川 幸一 氏

平成 26 年

- 1月28日 講演会・会合
「TPP 協定交渉について」
講師：内閣官房 TPP 政府対策本部 内閣審議官 渋谷 和久 氏
- 3月 5日 会合
「成果物についての検討」

3月27日 常任幹事会・幹事会にて報告書（案） 「TPP は我々に何を問いかけるのか ～自由貿易立国・日本の経営者への提起～」を審議

4月10日 報告書 「TPP は我々に何を問いかけるのか ～自由貿易立国・日本の経営者への提起～」を記者発表

平成25年度 TPP委員会 名簿

平成26年3月12日現在

委員長	長谷川 博	(株)大林組	専務執行役員 大阪本店長
委員長代行	先崎 尚祐	三井物産(株)	関西支社副支社長
副委員長	猪崎 光一	南海辰村建設(株)	取締役社長
"	伊藤 泰之	三菱電機(株)	執行役員関西支社長
"	稲畑 勝太郎	稲畑産業(株)	取締役社長
"	上野 昌也	上野製菓(株)	取締役社長
"	神原 勝彦	パナソニック(株)	秘書室 関西財界総括部長
"	岸 貞行	エア・ウォーター(株)	上席執行役員
"	鴻池 一季	(株)鴻池組	名誉会長
"	近藤 章	AIGジャパン・ホールディングス(株)	副会長
"	近藤 克俊	インテレクチュアル プロパティ(株)	代表取締役
"	手代木 功	塩野義製菓(株)	取締役社長
"	東川 浩之	がんこフードサービス(株)	取締役社長
"	根来 茂樹	(株)りそな銀行	専務執行役員
"	萩尾 千里	(株)大阪国際会議場	相談役
"	廣田 博清	岩谷産業(株)	専務取締役
"	前田 勇治	川崎重工業(株)	理事 関西支社長
"	三浦 清	(株)三井住友銀行	常務執行役員
"	矢本 博三	清友監査法人	代表社員
"	吉田 治	吉田おさむ事務所	代表
委員	東 勇志	医療法人 正志会	理事長
"	井垣 太介	弁護士法人 西村あさひ法律事務所	法人社員・弁護士・ニューヨーク州弁護士
"	伊勢 拓央	西日本電信電話(株)	秘書室長
"	上田 孝	サノヤスホールディングス(株)	取締役社長
"	遠藤 芳文	三菱重工業(株)	執行役員 関西支社長
"	岡山 克己	岡山フードサービス(株)	取締役社長
"	長村 泰彦	パナホーム(株)	渉外担当特別顧問
"	米谷 伸行	(株)日米クック	代表取締役
"	近藤 三津枝	(有)パンコット	代表取締役
"	高谷 晋介	仰星監査法人	副理事長・代表社員
"	筑紫 勝磨	サントリーホールディングス(株)	顧問
"	辻 卓史	鴻池運輸(株)	取締役会長
"	永井 康雄	三菱商事(株)	取締役常務執行役員関西支社長
"	林 豊行	医療法人 友誼会病院グループ	代表
"	日根野 文三	日根野公認会計士事務所	所長
スタッフ	潮 恵一郎	(株)大林組	建築事業部企画部部長
"	北田 暁	(株)大林組	建築事業部企画部企画第1課副課長
"	岡田 泰紀	三井物産(株)	関西支社副支社長兼業務部長
"	今坂 公彦	南海辰村建設(株)	総務部長
"	鈴木 康仁	三菱電機(株)	営業企画部長
"	三木 一弘	上野製菓(株)	常務取締役
"	松井 俊文	エア・ウォーター(株)	部長
"	細貝 優二	塩野義製菓(株)	経理財務部長
"	山嶋 浩二	(株)りそな銀行	コーポレートガバナンス事務局セクレタリアットオフィサー
"	笹川 崇志	岩谷産業(株)	課長
"	越川 高行	川崎重工業(株)	関西支社業務課長
"	石川 智久	(株)三井住友銀行	経営企画部金融調査室 上席室長代理
"	矢本 浩教	清友監査法人	代表社員
代表幹事スタッフ	吉岡 淳	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室部長
"	三上 嘉則	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室
"	橋本 智裕	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室
"	土塚 浩一	日本生命保険(相)	本店企画広報部長
"	田中 一宏	日本生命保険(相)	本店広報室長
"	桑畠 滋	日本生命保険(相)	企画総務部課長補佐
同友会事務局	齊藤 行巨	(一社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
"	松尾 康弘	(一社)関西経済同友会	企画調査部長
"	與口 修	(一社)関西経済同友会	企画調査部課長
"	富田 神奈	(一社)関西経済同友会	企画調査部